

生活福祉資金 緊急小口資金（特例貸付）のご案内

令和8年熊本地震により被災された地域から岡山県内へ避難してきた世帯に対する貸付です。緊急小口資金は、本来お住まいの市町村にある社会福祉協議会に申し込むものですが、今回の災害により県内に避難してこられた方について、特例として岡山県内の社会福祉協議会で貸付を行うものです。

貸付限度額 10万円以内

※特別な場合は20万円以内

特別な場合とは、以下の場合です。

- 世帯員の中に亡くなった方がいるとき
- 世帯員に要介護者がいるとき
- 世帯員が4人以上いるとき
- 重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯等

- 利子 無利子 ※ただし、償還計画に定められた償還期限日までに返済が完了しない場合、残元金に対して年3.0%の延滞利子が発生します。
- 据置期間 1年（12か月）以内
- 返済期間 据置期間経過後、2年（24か月/月賦24回払い）以内
- 連帯保証人 不要

1. 対象

下記①または②の地域に住所を有し、本県へ避難した者のうち、今後、本県に当分の間（1月程度以上を目安）居住し、継続的に連絡が取れる者で、当座の生活費を必要とする世帯。

- ① 令和8年熊本地震により、災害救助法の適用となった地域
- ② ①の災害により被災したため特例措置が必要な地域として各都道府県知事が設定した地域

2. 申込先

避難先の市町村社会福祉協議会

【申請に必要な書類等】

- ☐ 本人確認ができる証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- ☐ 資金の振込先口座を確認できるもの（通帳もしくはキャッシュカード等）

※書類等が準備できない場合には窓口でご相談ください。

3. 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座（本人名義に限る）に振込みます。

4. 貸付後の手続き

貸付金交付後3ヶ月を目安として、「生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付 住居報告書」を取扱市町村社会福祉協議会あてに提出してください。

5. 返済について

- 返済が始まるのは据置期間（1年以内）後です。
- 原則として金融機関（中国銀行・ゆうちょ銀行）口座引落で毎月ご返済いただきます。
- 引落口座の設定ができない場合は、指定の払込票で中国銀行もしくはゆうちょ銀行からお振込みいただきます。

審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸付けた資金を即時に返済していただきます。

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ内 TEL：086-226-3544